松戸市納税通知書送付用封筒広告掲載審査基準

（趣旨）

第1条 この基準は、松戸市広告掲載要綱（平成21年10月1日施行）第4条第2項の規定により、松戸市納税通知書送付用封筒に広告を掲載する基準について定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 納税通知書送付用封筒に掲載する広告の内容及び表現は、社会的に高い信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

（規制業種等）

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

（1） 政治団体

（2） 宗教団体

（3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業に該当又は類似する業種

（4） 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に定める貸金業者

（5） たばこ産業

（6） ギャンブルにかかるもの

（7） 社会問題を起している事業者

（8） 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

（9） 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の事業者

（10） 占い、運勢判断に関するもの

（11） 興信所・探偵事務所等

（12） 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

（13） 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

（14） 市税を滞納している事業者

（15） 各種法令に違反しているもの

（16） 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの

（17） その他広告の業種又は事業者として不適当と認めたもの

（掲載基準）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

（1） 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、人種、性別、職業、境遇、信条等による差別、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損又は業務妨害となるおそれのある表現のもの

イ　暴力、犯罪等を肯定し、助長するような表現のもの
ウ　残虐、猟奇的である等、不快感を与えるおそれのあるもの
エ　わいせつ性を連想し、又は想起させるもの
オ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
カ　他をひぼう、中傷又は排斥するもの
キ　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
ク　政治的問題について極端な主義、主張等を述べたもの
ケ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
コ　宗教団体による布教推進及び集団利益を助長することを目的としたもの
サ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
シ　社会問題について主義、主張等を述べるもの
ス　広告の目的及び内容が不明確なもの
セ　責任の所在が不明確なもの
ソ　国内世論が大きく分かれているもの

（2）消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

イ　射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
エ　虚偽の内容を表示するもの
オ　法令等で認められていない業種・商法・商品
カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等
キ　責任の所在が明確でないもの
ク　広告の内容が明確でないもの
ケ　国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

（3）青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、そ

の都度適否を検討するものとする
イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
オ ギャンブル等を肯定するもの
カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

（広告表示内容に関する個別の基準）
第5条 広告の具体的な表示内容については、次の各号に定める事項について検討し、判断するものとする。
（1） 人材募集広告
ア 雇用主の名称、所在地、連絡先、業種、職種、労働条件等の必要表示事項がないもの
イ 男女雇用機会均等法に抵触する男女差別と受け取れる表現のあるもの
ウ 雇用対策法に抵触する年齢による差別のあるもの
エ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。
オ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

（2） 語学教室等
安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
例:一か月で確実にマスターできる 等

（3） 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）
ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

（4） 外国大学の日本校
下記の主旨を明確に表示すること。
「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

（5） 資格講座
ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという

誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。
「この資格は国家資格ではありません。」

イ「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。
「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ　資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ　受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

（6）病院、診療所、助産所

ア　病院、診療所、助産所等の広告については、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5、第6条の6又は第6条の7の規定に抵触していないこと。

イ　提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

ウ　提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

エ　広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

オ　写真については、当該病院の写真であれば可能であるが、他の病院の写真は認められない。

カ　マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。

（7）施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ　施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ　法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

（8）薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等の広告については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第

145号）第66条、第67条又は第68条の規定に抵触していないこと。また、厚生労働省「医薬品等適正広告基準の改正について」（平成29年9月29日付け薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）
又は厚生労働省「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」（平成29年9月29日付け薬生監麻発0929第5号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）の範囲を超えないものであること。

（9） いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

健康食品の広告については、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違し、又は著しく人を誤認させる表示がないこと。また、医薬品と誤認させるような表示及び効用、効果等を類推させる表示がないこと。
事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

（10） 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等（有料老人ホーム等の紹介業を含む）

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

エ 厚生労働省「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針の別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

オ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

カ 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年4月2日付け公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

（11） 墓地等

許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

（12） 不動産事業

ア 不動産の広告については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第32条、第33条及び不動産公正取引協議会連合会の「不動産の表示に関する

公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）によるものであること。

イ　不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

ウ　不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

エ「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

オ　契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか　等

（13）弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

（14）旅行業

ア　旅行の広告については、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7の規定による事項を表示すること。

イ　登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

ウ　不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真　等

（15）通信販売業

連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法、返品条件等が明確であること。

（16）雑誌・週刊誌等

ア　適正な品位を保った広告であること。

イ　見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ　性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ　犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ　タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ　犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ　未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則と

して表示しない。
ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

（17）映画・興業等
ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
オ ショッキングなデザインは使用しない。
カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

（18）古物商・リサイクルショップ等
ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
例： 回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

（19）結婚相談所・交際紹介業
ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

（20）労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

（21）募金等
ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
イ 下記の主旨を明確に表示すること。
「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

（22）質屋・チケット等再販売業
ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
例： 〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

（23）トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の○○は、倉庫業法に基づく”トランクルーム”ではありません。」 等

（24）ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

（25）ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

（26）規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第3条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

（27）その他、表示について注意を要すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例:「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

法人名（法人格を有しない場合は団体名）、ブランド名、商品名又はサービス名の少なくとも１つを明記すること。

オ 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をすること。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意すること（公正取引委員会に確認の必要あり）。

例:「メーカー希望価格の 50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)
等

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告

ク アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例:「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

飲酒を誘発するような表現の禁止

例:お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

(28) その他募集広告

代理店募集、副業、内職、会員募集等の広告については、その目的、内容が明確であること。

附 則

この基準は、平成22年 7月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年11月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5年 6月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 6月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7年 7月 1日から施行する。